

質問5 監査報告書について

(該当箇所: 第2号議案、p.83: 監査報告書)

一般社団法人では、監事の署名欄は、自署と印鑑がなくてもよいのですか。

回答

当協会でも以前は自署・押印した監査報告書の原本を議案書に掲載しておりましたが、ここ数年は、内容は同一ですが活字で記名しただけの書類を掲載するようしております。その理由としては、まず実務上の事情があります。4月の理事会で決算書類や監査報告書が承認されてから、それを議案書に掲載して印刷にかけるまでの準備期間がきわめて限られており、その慌ただしさ故に印刷事故が起こったことがありました。そこで、そのような危険を冒すよりは、議案書には仮の、しかし内容的には同一の監査報告書に掲載し、まずはその報告内容について周知を図ることにした次第です。

第二の理由としては、そもそも自署・押印した監査報告書を議案書に掲載しなければならない法的な根拠がないからです。法律上は監事が監査報告を行うことが記載されているのみで、総会に対する報告形式が明記されているわけではありません。裏を返せば、法律上はどんな形式であっても構わないということになります。

そこで当協会では、自署・押印した監査報告書の原本は総会時に改めて配布資料として、またスライド映写等により明示することとしています。昨年度の総会でもそのように致しました。こうすることで監事による監査報告も滞りなく行うことができますし、法的にも何ら問題ないことを確認しております。